

○証券会社の自己資本報告に関する内閣府令（平成十三年三月十九日内閣府令第一一三號）

改正案

現行

別表第14（第17条第1項関係）

別表第14（第17条第1項関係）

取引	与信相当額		リスク・ ウェイト
	期間	掛目	
(略)	(略)	(略)	(略)

取引	与信相当額		リスク・ ウェイト
	期間	掛目	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

備考

1～4 (略)

1～4 (略)

5 上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び日々の値洗いによるマージンコール（証券取引清算機関の債務の引受けが行われた取引に係る金銭の受領額の現在価値と有価証券の受領数量の時価額の合計が当該取引に係る金銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合計に満たない場合に、証券取引清算機関の参加者がその不足額を証券取引清算機関に預託するものをいう。）を必要としている証券取引清算機関の債務の引受けが行われた取引に係るものは除く。

5 上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引に係るものは除く。

別表第15（第17条第1項関係）

別表第15（第17条第1項関係）

資産等	与信相当額	リスク・ ウェイト
(略)	(略)	(略)

資産等	与信相当額	リスク・ ウェイト
(略)	(略)	(略)

備考

備考

1 (略)

1 (略)

2 預金のうち、預金保険法（昭和46年法律第34号）第54条第1項に規定する支払対象一般預金等（同条第1項及び第2項に規定する保険金の額に限る。）及び同法第54条の2第1項に規定する支払対象決済用預金並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第56条第1項に規定する支払対象一般貯金等（同条第1項及び第2項に規定する保険金の額に限る）及び同法第56条の2第1項に規定する支払対象決済用貯金を除くことができる。

2 預金のうち、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等に該当するもの及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等に該当するものを除く。

3～10 (略)

3～10 (略)

別表第 18 (第 17 条第 1 項、第 2 項関係)

取 引 先 の 区 分	率
(略)	(略)

備考

1～6 (略)

7 証券取引清算機関は、金融機関等のうち指定格付を付与された者とみなす。

別表第 18 (第 17 条第 1 項、第 2 項関係)

取 引 先 の 区 分	率
(略)	(略)

備考

1～6 (略)

(新設)